

福岡市における女性活躍推進企業の情報発信に係る要綱

（目的）

第1条 女性の活躍推進や働き方改革に積極的に取り組む企業を、市ホームページ「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」（以下「見える化サイト」という。）に掲載し広く周知することにより、企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの一層の促進を図る。

（掲載対象）

第2条 「見える化サイト」での掲載対象は、福岡市内に事業所を有する企業とする。
2 前項にかかわらず、福岡市民を雇用している、又は雇用が見込まれる企業は掲載対象とする。

（掲載基準）

第3条 「見える化サイト」に掲載を希望する企業は、次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

- （1）第4条に定める申請を行うこと。
- （2）関係法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等）を遵守すること。
- （3）事業主・役員等が、福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当せず、また密接な関係を有しないこと。
- （4）その他、本事業に関する信頼を失わせることがないこと。

（掲載の申請）

第4条 「見える化サイト」に掲載を希望する企業は、「申請書」（様式第1号、様式第1-1号、様式第1-2号）を市長に提出するものとする。

- 2 「福岡市社会貢献優良企業優遇制度」において次世代育成・男女共同参画支援事業の社会貢献優良企業に認定された企業（以下「社会貢献認定企業」という。）は、前項の申請を行ったものとみなす。
- 3 その他、市長が必要と認める場合は、別途、資料等の提出を求めることができる。

（掲載の認定）

第5条 市長は前条の申請があった企業について、第3条の基準を満たすと判断したときは、「見える化サイト」への掲載を認定し、「申請書（現状値・目標）」（様式第1-1号）及び「申請書（取組状況）」（様式第1-2号）に記載の項目（以下「掲載事項」という。）を「見える化サイト」に掲載する。

- 2 「見える化サイト」への掲載を認定した企業（以下「掲載認定企業」という。）には、「認定証」を交付する。

（認定の有効期間）

第6条 第4条第1項に基づく申請による認定の有効期間は、認定年月日から3回目に到達する7月31日までとする。

2 第4条第2項に基づくみなし申請による認定の有効期間は、社会貢献認定企業の認定期間（以下「社会貢献認定期間」という。）と同一とする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第2項に基づくみなし申請の企業がすでに掲載認定企業であり、社会貢献認定期間がすでに認定の有効期間にすべて含まれる場合は、新たに認定の有効期間の設定は行わないものとする。

（認定の更新）

第7条 前条の有効期間が経過した後も引き続き「見える化サイト」への掲載を希望する掲載認定企業は、有効期間の満了日の20日前までに第4条に定める申請を再度行うものとする。

（変更の届出）

第8条 掲載認定企業は、「申請書」（様式第1号）に記載した事項または企業のURLに変更があった場合は、速やかに「変更届出書」（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（現状確認の届出）

第9条 掲載認定企業は認定期間中、年1回（毎年6月頃）、「現状確認届出書」（様式第3号）により、掲載事項の現状を市長に報告するものとする。

2 第6条第3項に規定する取扱いがなされた場合は、社会貢献認定企業の認定申請書について、「現状確認届出書」とみなすものとする。

（認定の辞退）

第10条 掲載認定企業は、第3条に定める掲載基準を満たさなくなったとき、または「見える化サイト」への掲載を希望しなくなったときは、速やかに「辞退届出書」（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（認定の取り消し）

第11条 市長は、掲載認定企業が第3条に定める掲載基準を満たさなくなったと判断した場合は、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定の取り消しをするときは、理由を付して掲載認定企業にその旨を通知する。

3 その他、廃業など市長が認めた場合は、掲載認定企業に通知することなく認定を取り消すことができる。

(委任)

第 12 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の福岡市における女性活躍推進企業の情報発信に係る要綱の規定によってした認定その他の行為は、この要綱による改正後の福岡市における女性活躍推進企業の情報発信に係る要綱の相当規定によってした認定その他の行為とみなす。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。